

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事、監事及び
評議員の選出に関する規程

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事、監事及び評議員の選出に関する規程

(趣 旨)

第1条 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の理事、監事及び評議員の候補者名簿の作成については、この規程の定めるところによる。

(理事、監事及び評議員候補者の推薦)

第2条 理事会が理事及び監事候補者名簿を作成する場合は、事前に運営規則第7条第1項第1号については、鹿児島県教職員組合に、第1項第2号については、鹿児島県高等学校教職員組合に、第1項第3号については、鹿児島県教育委員会に、第1項第4号については、理事長に推薦を求めなければならない。

2 前項の規定は、運営規則第9条第1項に規定する監事及び第11条に定める評議員について準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

